

「職務上の請求」に係る住民票の写し等の不正請求事件

○過去2年で新聞報道が確認されたもの及び幹事会から報告があったものは以下のとおり。

	概 要
1	行政書士が平成15年2月から3月にかけて、調査会社からの依頼で、戸籍謄本や住民票を「相続書類の作成のため」などと偽って不正に取得。
2	行政書士が、平成15年10月～16年2月にかけて、調査会社からの依頼により、戸籍謄本や住民票を「職務上の請求」と偽って不正に取得。
3	弁護士が、平成16年1月に、妻からの依頼により、住民票を「訴訟の準備行為」と偽って不正に取得した疑いの強い事例が発生。
4	行政書士が、平成16年3月に、戸籍の附票の写し、戸籍謄本等を職務上請求と偽って不正に取得。
5	司法書士が、金融機関の依頼で、住民票等を不正に入手していたことが、平成16年11月に発覚。
6	司法書士が、相続関係人の戸籍の附票、戸籍謄本等を金融機関に渡すため、職務上請求用紙を使用し、「職務上の請求」と偽って不正に取得した疑いの強い事例が、平成17年夏ごろに発覚。
7	弁護士事務所の事務員が、平成17年9月に、元交際相手の住民票を不正に取得した疑いのある事例が発生。
8	平成18年4月から5月にかけて、区の職員が、他の市町村の住民票を「公用請求」と偽って不正に取得。